

巻頭言

「関西で研究すること」

2010年3月27日に一般社団法人日本社会福祉学会（以下、学会）の設立総会が開催され、学会が法人化された。法人化には、いろいろな理由があったということであるが、第一の理由は5,000人以上の会員を擁するようになった団体を任意団体として運営することに限界が出てきたことと聞いた。いずれにしても、学会は、よりフォーマルな団体として社会に認知されることとなった。それに伴い、関西部会は関西地域ブロックとして運営されることになった。しかし、事業自体は今までと同じで、関西社会福祉学会と協力して一体的に活動する。

関西には、社会福祉の実践と研究の豊かな歴史があり、古くから現在に至るまで、きら星のような実践者や研究者が数多く輩出されている。また、多くの伝統ある社会福祉系大学・学校があり、盛んに社会福祉教育を行い、幾多の優れた実践者、研究者を育ててきた。

研究について言えば、関西という環境で研究することは、他地域での研究とは少し違うのかもしれない。豊かな歴史や研究者層の厚さもさることながら、権力から離れた場所で、客観的に、情勢に惑わされることなく、事象の奥にある真理を探究する土壌の豊かさが関西にはある。多くの課題もあることは了解しているが、このような土壌の上で私たちは研究や教育、また実践を行っていることをもっと自覚してもよいのではないかと思う。

3月に関西福祉科学大学で行われた年次大会では、「関西で研究することの意義」というテーマでシンポジウムがもたれた。3人のシンポジストの方々には、本当に難しいテーマにもかかわらず、素晴らしいご発題をいただいた。参加者は、関西という環境で研究している事について考えをめぐらし、その事の大きな意味を発見する良い機会を得た。

学会関西地域ブロックおよび関西社会福祉学会は、若手研究者や院生の研究支援を積極的に行ってきた。若手研究者・院生情報交換会は20回を数えている。

今年度も3回開催する（うち2回は開催済み）。院生、若手研究者に限らず、多くの会員の方々のご参加をお願いするものである。この関西という環境で、若い芽が大きく成長し、より豊かな研究の土壌が形成されていくことを期待したい。学会関西地域ブロックおよび関西社会福祉学会には、今後も若手研究者や院生に限らず、あらゆる社会福祉研究の志を抱いている会員に対して、研究支援の事業をより活発に行うことが求められている。より多くの会員がこの関西という土壌の恩恵を十分享受できることを願うものである。

（龍谷大学 山辺朗子）

2009年度関西社会福祉学会年次大会・
日本社会福祉学会関西部会総会報告

さる、3月13日（土）関西福祉科学大学にて2009年度関西社会福祉学会年次大会・日本社会福祉学会関西部会総会が開催されました。大会テーマは、「ソーシャルワーク実践を考える」でした。当日は、約70名の参加者が集うなか、岡本民夫会長から挨拶を頂き開会いたしました。年度末の忙しい時期に多くの方々にご参加いただいたことを感謝いたします。この場をお借りしてお礼申し上げます。

記念講演は、太田義弘氏（関西福祉科学大学）に「いわゆるソーシャルワークの終焉」と題し、約1時間の講演をいただきました。テーマだけを見ると少々驚かれた方もいらっしゃるかもしれませんが、太田氏の意図することは、ソーシャルワークの本質をしっかりと見据えて欲しいというもので、ソーシャルワーク研究の第一人者としての熱いメッセージでした。現代社会のなかで混沌とする社会福祉の現状に対して、ソーシャルワークとは何かを考え直す、問題提起をいただいたと思います。

シンポジウムでは、「関西で研究することの意義」というテーマで、植戸貴子氏（神戸女子大学）、永岡正己氏（日本福祉大学）、所めぐみ氏（佛教大学）の3人の先生からそれぞれご発題いただきました。植戸氏は、「知的障害本人活動及び地域活動への関わり」と題して実践を踏まえた内容のご発題でした。永岡氏は、「歴史的基盤と理論・思想研究の系譜から」と題して社会福祉の理論・思想研究を中心としたご発題でした。所氏は、「地域福祉研究の観点から」と題して地域福祉に関するご発題でした。いずれも、各先生が取り組んでおられる実践、研究に関するもので、大変意義深い内容でした。参加された方々からも積極的なご意見や質問が飛び交っていました。まさに、関西のパワーを感じたひと時でした。

一方、午前中の自由研究発表は、8名の方が発表されました。大学院生、現場でご活躍のワーカー、研究者とさまざまな方からの発表がなされ、活発な質疑応答が行われていました。熱気あふれる自由研究発表となりました。

懇親会は、大学の食堂の一部を使用して開催しました。初めてお会いする方、久しぶりにお会いする方など多くの方々との交流の場となったのではないのでしょうか。

開催校としては、準備が不十分で当日色々ご迷惑をおかけしたことを心よりお詫び申し上げます。特に学会理事の先生や自由研究発表者の方々には早朝よりお越しいただいたにもかかわらず、十分な対応が出来ず申し訳ありませんでした。一方で、このような機会を与えていただきましたことを心より感謝申し上げます、報告とさせていただきます。

(関西福祉科学大学 津田耕一)

自由研究発表報告

<第1分科会>

[1] 小南早苗 (障害者支援施設ライフガーデン加古川) : 意思表示の不十分な施設通所利用者のケアプラン

障害者自立支援法での生活介護事業における、意思表示の不十分な通所利用者のケアプランを新たに作成することを試みた。

まず、介護に関わる職員の気づきが反映し、なおかつ利用者のぼんやりとした意思を反映するために、新たにケース記録を考案し、その記入事項を参考に、筆者の考える”具体的な自立”と”人間としての根本的な自立”を念頭にケアプランを作成した。

ケース記録では、時間軸を取り入れ場面ごとに関わった内容が記入できるようにしたことで、職員の書くことの抵抗感がなくなり、また自らの介護実践を振り返ることができるようになった。さらに、意思表示の不十分な利用者の意志を少しでもくみ取れるよう、小さな気づきも書いてくれるようになり、他の職員の気づきを読み返して学ぼうという姿勢が見受けられるようになってきた。そのため、利用者積極的に関わる職員が増え、また、利用者にも今までになかった変化が見えかけている。

意思表示の不十分な施設通所利用者に対する実践を、難しい言葉を使って職員にいろいろな説明をしなくとも、職員自らが考えて行動し成長するという、筆者の理想としている実践に近づいてきたと思っている。

ケアプランでは、ケース記録に記入されている内容を盛り込みながら、発展していく状況をイメージして

の矢印を使用してみた。また、利用者の目線での目標と、その目標ひとつひとつに対する職員の働きかけを書くことで、意思表示の不十分な利用者のおぼろげながら見える意思を表現し、職員の意図的な働きかけをあらわすことができた。

しかしケアプラン自体は、まだ筆者が作成した段階で職員全体を交えての検討までは至らなかったため、今後引き続き実践を行ない、検討を重ねていくつもりである。

[2] 藤田裕一 (大阪府立大学大学院人間社会学研究科社会福祉学専攻博士後期課程) : 青年期、成人期前期の二分脊椎症者における主観的幸福感・劣等感、共同体感覚、将来の見通しに焦点を当てて -

二分脊椎症は先天性の中枢神経系、脊椎脊髄に関する疾患であり、身体障害を伴う。本研究においては、調査研究を通して青年期・成人期前期の二分脊椎症者と健常者各々の劣等感や共同体感覚等を中心に、主観的幸福感との関連を明らかにし、青年期・成人期前期の二分脊椎症者の精神的健康について検討することを目的とした。

本研究においては二分脊椎症者の青年期・成人期前期に焦点を当て、アドラー心理学 (個人心理学) の鍵概念である器官劣等性、劣等感、共同体感覚に着目し、これらの要因が精神的健康とどのように関わっているかについて、質問紙法を用いて青年期の健常者と比較検討した。その結果、両群いずれにおいても共同体感覚を通して劣等感を低め、主観的幸福感を高めていること、また二分脊椎症者において、「将来の見通しの明るさ」の持つ意味合いが大きいことが示唆された。結論として、「単に障害や疾病がないことが健康」ということではなく、青年期の二分脊椎症者が身体障害という器官劣等性を持ちつつも、精神的健康を保ち生きていることが示唆された。

二分脊椎症協会においては、医療関係者との連携が深い反面、福祉その他の関係者との連携は前者ほど強くない。当事者団体を中心に据え、あらゆる関係者と連携を組むことにより、当事者本人だけでなく当事者の親を多面的に支援することができるのではないだろうか。その中で親は二分脊椎に関する知識や現状を理解することができ、家庭環境の構築を支えることにもつながってゆく。

そうした家庭で育った二分脊椎症児は親との愛着関係を育む中で、障害のある自己の存在を過剰に卑下することもなく大切に思い、他者を信頼し、自ずと友人関係 (当事者同士、当事者以外全て含む) を築き始めるのではないだろうか。このことはAdlerの言う「共同体感覚」の醸成にもつながり、青年期・成人期前期

の二分脊椎症者の精神的健康にも結びつくのではないかと考えられた。

[3] 小笠原慶彰 (京都光華女子大学) : ハンセン病隔離主義批判と社会福祉—服部正による小笠原登再評価をめぐって—

1996年の「らい予防法」廃止以降、いわゆる隔離政策への抵抗や批判と取れる言動をした人たちへの言及が続いている。現時点で意識的な隔離政策批判者としては、とりわけ小笠原登に関心が集中していると言えよう。ところで、小笠原登が福祉界の関係者から再評価されたのは、服部正によるものが最も早い一つであろう。1975年10月、当時府立大阪社会事業短期大学教授であった服部は、日本社会福祉学会第23回大会(於・日本福祉大学)で「隔離主義批判の先駆者・小笠原登」のテーマで口頭発表した。「反隔離主義の先駆的实践者として彼の思想と業績から今日の福祉関係者は多くを学ばねばならぬ」とする内容であった。しかし、同年の論文(「反隔離主義の先駆的实践者・小笠原登」『社会問題研究』25号、1975。)では「将来、病医療史が編まれることがあっても、彼にどのような評価があたえられるかは疑問である」(p.197.)とし、小笠原再評価の可能性を楽観していない。ハンセン病に対する理解が、当時の福祉界でも、今日の一般社会の理解水準と比較して、それほど進んでなかったことを推測させる。これには傍証がある。たとえば1968年から翌年にかけて『月刊福祉』誌上で連載された「人物でつづる近代社会事業の歩み」である。ここで取り上げられた26人に光田健輔が含まれている。本連載は、『人物でつづる近代社会事業のあゆみ』(全社協選書1)として1971年に書籍化されたが、光田の項目は削除も修正もされていない。また連載・書籍のどちらでも、小笠原登の戦前からの主張には、言及されていない。そういう状況下において、服部は小笠原を知り、その再評価を発表した。服部による再評価から今日まで、福祉界において小笠原登の再評価は積極的に行われていないようである。だとすれば、服部の小笠原登再評価は、隔離主義批判者についての福祉界における先駆的研究として、その意義が重要視されて良いのではないか。

[4] 御前由美子 (関西福祉科学大学大学院博士後期課程) : ソーシャルワーク実践としての就労支援の課題—精神障害者のニーズを通じて—

【研究背景と研究目的】 現在、障害者の就労は大きな課題となっており、一般就労に焦点をあてた施策が講じられ、評価、訓練に焦点をあてた支援がなされている。しかし、精神障害者は、精神病患者としての過去

の歴史や地域住民の理解不足、さらに疾病と障害の併存などから、自信や意欲を低下させていることが多い。このようなことから、精神障害者の就労は、一般就労以前に地域生活を実感するための手段ととらえて支援する必要があると考え、ソーシャルワーク実践による就労支援方法を考察することを目的とした。

【研究の視点及び方法】 ソーシャルワークは、人と環境の相互変容関係から生活を理解し、参加・協働による支援を行い、フィードバックによる過程を深化させることである。そして、利用者のニーズに合致したサービスがない場合、サービスをつくりだすことも含まれる。そこで、以下のような点について研究を行った。①先行調査から、精神障害者の就労ニーズを把握する。②地域住民や地域資源などの活用によってNPO法人をたちあげる。③活動において利用者の特性にあわせた仕事をつくりだし、その方法を考察する。

【研究結果】 ①精神障害者の就労は、地域生活を実感する手段として支援することが必要である。②利用者のニーズにあった就労がない場合、地域住民や既存の地域資源を活用し、サービスをつくりだす必要がある。③特性に応じた仕事における参加・協働によって、就労意欲の低下した利用者も就労できる。④これらのことから、精神障害者の就労には、ソーシャルワーク実践による支援が有効である。本研究によって、以上のような可能性が見出された。

【今後の課題】 ①就労支援活動を通じた事例の積み重ね。②一層、地域住民や地域資源を巻き込んだ活動による精神障害者の就労場面の拡大。③利用者の特性にあわせた仕事の一般就労への応用。④ソーシャルワーク実践による精神障害者の就労支援方法の敷衍。

このような課題があると考えている。

<第2分科会>

[1] 門道子 (龍谷大学社会学研究科社会福祉学専攻博士後期課程) : 幼稚園・保育所一元化の先がけの役割をもつ認可外幼児教育施設—地域における存在の意義と保育者のソーシャルワーク的機能について—

本研究の目的は、近畿地方のある県において1987年4月の開園以来、幼保一元の保育内容を実践しつつ、地域社会の要請に応じてきた認可外幼児教育施設(以下A園)に学ぶことにある。その先がけの役割を見極め、地域における存在の意義と、教育に携わる保育者のソーシャルワーク的機能についても確認したい。倫理的な配慮としてA園の所在地が明らかになるような地域性を示す事柄や固有名詞は伏せ、学会での研究発表の対象として扱うことも施設の園長の了承を得ている。

《A園の地域における役割》A園は3歳児以上のすべ

ての就学前の幼児に幼稚園の教育課程を経験させるとともに、幼稚園終了時間の後には保育所の機能を持たせ、夕方までの保育を保証してきた。「幼稚園でも保育所でもない」という理由で認可されなかったが、2008年4月、改定された幼稚園教育要領の第1章第3に「教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動など」という規定が設けられ、長時間保育が容認された。同時に保育所保育指針も改定され、保育所でも養護に加え教育を保証するものとなった。A園が四半世紀にわたって一貫して行ってきた幼保一元化の教育システムが社会的に承認された。

《保育者のソーシャルワーク的機能》A園の保育者はソーシャルワークの機能でいうところの「調停機能」、「連携機能」、「教育機能」、「保護機能」などを果たしてきたことができる。このような教員や保育士の行う保護者への支援は、社会福祉援助技術から見るとソーシャルワーク活動とよく似ている。A園では開園当初から保護者に対して子育て支援や、子育ての専門的知識による保護者への教育的支援を行ってきた。ソーシャルワークと同一視できないものの、同様の働きをしてきたといえよう。幼保一元化の先がけの役割をもつA園が実践してきた保育形態における、教員や保育士の保護者への支援におけるソーシャルワーク的機能は今後も引き続き検討され、評価されるべきであろう。認可外施設であるが故に、法律による縛りを受けず、自由な構想で子どものための真の教育に尽くし、苦難を乗り越える実践は、多くの示唆を与えてきた。そのありようは、1900年に開園した二葉幼稚園の姿と重なる。

[2] 樋口淳一郎 (徳山大学) : ソーシャルワークの視点から—社会資本・個人・共同体

古代世界の崩壊、ローマ帝国の衰亡、イギリスの没落等、歴史上著しい国家共同体の没落はそれぞれが時代の画期となってきた。現在の日本社会を覆う実感的閉塞の原因はなにか。それは諸帝国が経過した滅亡の過程と同一の性質をもつのであろうか。

時系列的変遷を要約すれば以下のごとくである。

社会資本の整備の必要の段階 (社会への諸個人の能動) → 社会資本の整備 → 社会資本の過剰整備 → 諸個人の社会への埋没可能状況の形成 → 個人の社会に対する受動 → 社会への個人の埋没 → 社会と個人の完全な断絶 → 諸個人の社会への無関心 → 社会資本の非再生状況 → 社会の没落

以上の過程を論理的にたどるとき、共同体の自壊は不可避である。

共同体と個人の理想的な関係のありかたについて、緩和策・解決策の探究を持続しなければならない。

最大限の注意を要すべき点は、個人が生活環境と

しての共同体を超越して生活できる段階に至るとき、共同体への無関心、無関心に原因する社会資本の崩壊、個人生活の危機という過程をたどりながら個人生活が崩壊に向かうことである。

個人は共同体を超越する本質をもつが、共同体が個人への復讐と称すべき状況を共同体一般に内包されることへの注意は怠るべきではない。

個人の内部には共同体の崩壊が内包されている。個人は社会へ能動的に働きかける。

共同体の内部には個人の崩壊が内包されている。共同体が個人の能動性を奪う結果である。

ソーシャルワークにおける普遍の視点である、環境と個人の双方に双方の崩壊する要素が内包されていることに、我々は最大限の注意を払わなければならない。

環境と個人の理想的なありかたについて、真剣な考察を重ねるべき時期にきていると考えなければならない。

[3] 田中聡子 (龍谷大学社会学研究科博士後期課程) : 雇用と住居のセーフティネット—第二のセーフティネット対策からの考察—

本研究の目的は、仕事を失くした人々に対する、緊急対策として「第二のセーフティネット対策 (雇用の安全網)」が2010年から実施されたことを背景としてこの緊急対策のもつ意味を雇用と住居のセーフティネットから考察する。

近年、セーフティネットの機能不全が問題となっている。特に2008年秋、アメリカのサブプライムローンの破綻以降、いわゆる企業の「派遣切り」が、多くの労働者の雇用と住居を奪っていった。このような状況は、1980年代以降の雇用政策の規制緩和、具体的には「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備に関する法律」(通称「労働者派遣法」1985年制定)の制定以降に急速に増えた非正規雇用労働者を背景としている。

一般に貧困に対するセーフティネットは、「公的扶助をコアとしその周囲に第二の輪として所得保障・医療保障制度がとりまき、その外に第三の輪として金融・労働・土地及び住宅等の生活関連制度を置いている。」(大友信勝 2004「セーフティネットの社会福祉学」)。非正規労働者の多くは自分で国民保険や国民年金に加入しなければならないが、生活が厳しく保険料が支払えない状況である。雇用、住宅関連制度の対象外である人は、社会保険のネットにかかわらず、公的扶助に直下する構造になっている。さらに、雇用の非正規化は住居の不安定化をもたらし、定住しない労働層を形成していった。

「第二のセーフティネット (雇用の安全網)」制度は雇用保険と生活保護の間を埋める制度として位置づけ

されている。従来の公的セーフティネットにかからない人に対する所得の保障と住居の保障を緊急に行っている。その内容は、就職活動中の失業者に対する家賃補助、生活再建のための総合支援資金、公的支援の支給決定までの生活費を貸し付ける臨時特例つなぎ資金等である。例えば、雇用保険の受給資格がないか、すでに受給した人が、無料で職業訓練を受講しながら、生活費を受給できる「訓練・生活支援給付」（単身者、月10万円、扶養家族がある人、月12万円）の設定、住居のない人に対する住宅手当の支給や公営住宅や雇用促進住宅への特例的な一時入居も可能となった。住宅扶助費以外に生活困窮者に住宅手当が支給されたことの意義は極めて大きい。しかしながら、制度の利用が進んでいない。また、給付は期限が定められており、貸付には当然返済義務が生じる。

雇用と住居を同時に失う人は、単身で家族支援がない、免許や技能がない、預貯金等がない、借金がある等他の問題を抱えていることが多い。年齢や学歴、技能がないなどの理由で求職活動をしていても就労は厳しい状況である。求職活動や職業訓練をしてもなお就労できない人や、フルタイムの就労の厳しい人もいる。さらに、雇用と住居の安定しない生活を長く続けてきた人は、地域社会との関係を遮断した状態で生活してきたので、定住し、生活再建をするのに時間を要する。単に、住居を保障し、就労支援を行っただけでは、生活再建するのが難しい人はいる。従って、短期間に、地域社会の一員として再び、定住し、就労することの難しい人への支援をどう制度に組み込んでいくのかが今後の課題である。

[4] 古川隆司（追手門学院大学）：高齢犯罪者の社会復帰における社会環境調整の現状と福祉的支援の課題（2）

【目的、方法】本報告は、増加の進む高齢犯罪者について、元受刑者へのインタビュー結果をGTAの軌跡理論に沿って質的分析を試み、更生保護の現状と社会復帰支援の課題を考察したものである。

【倫理的配慮】調査の実施にあたっては事前に関係機関・団体の許可のもと実施し、調査結果の査読を受けた範囲で本研究に使用している。また専門研究者からの指導を受けた。

【結果】犯罪をなし、逮捕から判決・受刑を経る過程については、初犯者を収容するM刑事施設で実施された高齢受刑者向けグループワークの参与観察を行い、言説分析から抽出して元受刑者の辿る心的過程を仮説的にたて、これにもとづいて更生保護施設を利用中の4名（男3、女1）の元受刑者へインタビューを実施、家族や周囲との関係、かれら自身の老いの受容・社会復帰への意思などに焦点を置いた。

その結果犯行前から疎遠だった家族や周囲との関係へ修復を期待しつつも自立更生への意思をもつ半面、楽観的な社会復帰への見通しから一方的な周囲への期待を有していた。自らの老いについては、自立更生の意思を示す一方、自らの心身の変化や服役中若い受刑者とうまくいかない等老いに対する自覚から葛藤を抱く。かれら自身が多様な人生経験を有しており、自尊心と社会への適応の間での戸惑いが大きいといえる。

【考察】以上から社会復帰への支援の課題として以下の2点がある。現在の更生保護は就労による自立更生を目指すため、かれらが保護期間中に社会復帰する意欲を低下させていくと考えられる。また類型化の難しい対象である。また、地域定着支援センターによる社会復帰支援では、社会資源をなかなか得にくく、社会福祉関係者の理解を広げる必要があること、及び重度の者を対象とした福祉サービスが中心となっているため、就労や社会参加意欲のある自立性の高い対象者向けのアプローチの整備が望まれる。

関西社会福祉学会企画シンポジウム (2010年1月9日) 報告

「ソーシャルワーカー養成の諸課題」

新年早々の1月9日に、御所の西に位置する龍谷大学セミナーハウスの「ともいき荘」において、本学会の企画シンポジウムを開催しました。「ソーシャルワーカー養成の諸問題」がテーマということもあり、ソーシャルワーカー養成にあたっている大学研究者と福祉現場の施設長、ソーシャルワーカーら約30名が参加しました。

シンポジストは報告順に、①鈴木勉（佛教大学）「福祉の準市場化とソーシャルワークの疎外」、②橋本武也（特別養護老人ホーム同和園施設長）「介護保険制度の下での高齢者福祉施設の経営と福祉実践の変容」、③猪師ナチエ（京都福祉サービス協会ケアマネージャー）「ケアマネージャーの位置と役割について——相談援助者なのか、給付の適正管理者なのか」、④中内福成（社会福祉法人コスモス理事長）「障害者自立支援法下障害者福祉施設の経営と福祉実践の変容」、⑤山辺朗子（龍谷大学）「ソーシャルワーカー養成の課題と大学における福祉専門職教育」であり、報告後の質疑・討論を含め、福祉現場と大学の双方にとって有益な交流の場になりました。

もともとこの企画は、学会の理事会の席上、社会福祉士法改正による福祉専門職養成課程の変更、いわゆる新カリキュラムの導入が話題になったことから具体

化しました。筆者の意見は、新カリは「実践力の高い」福祉専門職の養成を求めています。科目のシラバスや新カリに対応したテキストを読むかぎり、現行の制度枠組みを前提として、実務能力の養成に特化した内容になっていて、社会福祉の学としての追究や、福祉専門職としての人間観・社会観の形成を不問にしているというものです。つまり、新自由主義的な「福祉構造改革」に適合する福祉専門職像（ソーシャルワーカーの給付の適正管理者化、ケアワークのマニュアル化＝フォーディズム化）に、福祉専門職養成教育を従属させる内容になっているのではないかと、という疑問もっています。

シンポジウムで印象的だったのは、福祉現場の変貌でした。1つには経営の悪化であり、この10年間で求められた経営モデルは「多様な雇用形態で人件費比率を下げること」（橋本）であり、「施設利用の日割制導入による減収」（中内）、「居宅事業所の大半は赤字」（猪師）として現れています。2つ目は利用者・家族の状態悪化であり、特に契約（判断・手続き）ができない人や「軽度者」の制度からの排除が起きていることが指摘されました。第3は、福祉従事者の雇用・賃金や裁量権に関わる点での状態悪化でした。「経営破綻を回避するには労働者に転嫁せざるを得ない」（中内）、「ケアマネは介護保険以外の生活支援をしても報酬にならない」（猪師）などです。

また、求められる福祉従事者像として、「回復力」（レジリエンス）の強い、「肯定的な未来志向性」をもつ人材養成の提起がなされ、学生の「興味・関心の多様性」を基礎に思考パターンの強化を図るよう、大学教育への期待が語られました（橋本）。また、「学問としての社会福祉研究の場」であると同時に「専門職養成の場」でもある大学において、どのようなコアカリキュラムを構想すべきか、学校連盟専門委員会の試案を参考資料として提示され、コメントされました（山辺）。

本シンポジウムを通して、福祉現場と利用者・ソーシャルワーカーの置かれている状態と、大学等における福祉専門職教育のあり方を重ねて議論することの重要性を痛感するとともに、このテーマは、今後とも継続して追求すべき学会活動の課題であることを再確認しました。（鈴木勉）

第16回若手研究者・院生情報交換会報告 (2009年7月11日)

関西社会福祉学会が主催する「第16回若手研究者・院生情報交換会」が、7月11日（土）、龍谷大学深草キャンパスにて、15名の参加者を得て開催されま

した。

今回は、「リサーチライフ200Q—研究計画立案と競争的資金獲得に向けた申請書作成を中心に—」というテーマのもと、競争的資金獲得を中心に据えて研究計画を立てざるをえない今日の状態を受け、それをどのように捉えながら研究者として歩んでいけば良いか、という観点から、日本学術振興会や民間の助成団体などから研究資金を獲得した経験をお持ちの方々に、それぞれご報告をいただきました。

前半では、報告者である小林勇人氏（立命館大学衣笠研究機構PD）、堀田義太郎氏（日本学術振興会特別研究員PD）、新井康友先生（中部学院大学講師）から、競争的資金の獲得に関するご自身の経験を踏まえ、獲得までのプロセスやポイント等についてご報告をいただきました。その中で共通して挙げられていたのは、競争的資金の獲得には、単に研究資金を得ることができるという意味合いだけではなく、研究計画作成のプロセスで、自身の研究内容をあらためて振り返り、整理し、論点等を明確化することができるという点に、非常に重要な意味があるという点でした。ただ、もう一方では、資金獲得の成否によって研究環境に格差が生じることへの疑問が投げかけられたことも、今回のご報告の重要な論点であったといえます。

また後半では、報告者の方々が現在取り組んでおられる研究をご報告いただくとともに、他の参加者とのフリーディスカッションが行われました。そこでは様々な立場から意見交換がなされ、終盤に差し掛かるとともに議論が白熱したこともあり、交流会終了後も場をかえて交流が深められました。私を含めて参加した院生にとっては、情報の交換のみならず、新たなつながりを得ることのできた貴重な機会であったといえます。

（報告者：立命館大学大学院博士後期課程 北垣智基）

第17回若手研究者・院生情報交換会報告 (2009年10月24日)

今回で第17回目を迎える情報交換会は、2006年10月24日（土）に「大阪市社会福祉センター」にて行われました。今回のテーマが「日常業務におけるコミュニケーション分析の方法」ということもあり、若手研究者・院生に加えて、大阪府社協・大阪市社協の現場職員も多数参加していました。そういう意味では、研究者と実践者の出会いの場となると同時に、双方にとって有益な情報共有の場ともなりました。

今回の情報交換会は3部構成で行われました。まず、第1部では、今回のテーマの発題者でもある神戸学院

大学の藤井博志先生から、「コミュニティワーク実践のプロセス分析を重視した事例検討法とコミュニティワーク記録」についてレクチャーしていただきました。具体的には、コミュニティワーク実践における事例検討会を実施し、その参加メンバー間で、事例報告されたコミュニティワークのプロセスを追体験しながら、その課題に対する要因や解決方向を明確にする戦略的な方法論についてご提示いただきました。そして、事例検討に関連して、コミュニティワーク記録の蓄積や定着化が重要であり、記録が事例検討会などのOJTやスーパービジョンに活用される業務構造の一環として位置付けられるようにリンクされなければならないことを説明していただきました。

第2部では、藤井先生の講義内容に関連して、宝塚市社協の常岡良子氏による「コミュニティワーク記録」についてお話を伺いました。常岡氏からは、コミュニティワーク実践を蓄積するために、「記録」は最も重要な方法であると指摘がありました。それは、記録を蓄積することが、次の担当者へ引き継ぐ時のベースになるだけではなく、地域の人々の思いや願いを具現化するための地域支援方針について考える「視座」になることや、地域にとっても、具体的な取り組みを展開していくうえでの「財産」になっていくことを説明していただきました。

第3部では、常岡氏から記録にもとづいた事例報告を受け、参加者による模擬事例検討会が行われました。それぞれの参加者が、コミュニティワーク実践を追体験し、事例の抱える問題点の指摘や具体的な問題解決について活発に議論が交わされました。地域支援の事例には、複数の関係者や団体・機関が相対的に関わっていることや、長期的スパンでの支援が必要であるなどの特性があるために、個別支援の事例検討とは違うコミュニティワーク独自の分析視点を理解することが出来ました。

今回藤井先生や常岡氏にご発題いただいた内容は、社会福祉研究者が、現場と協働する中で具体的な実践に貢献していくことの重要性を示唆しているように思います。特に、方法論の構築が難しいコミュニティワークにおいては、私たち若手研究者・院生も絵空事の議論ではなく、現実的なコミュニティワーカー養成や技術の方法論について議論を深めていくことが必要であると感じました。

(関西学院大学大学院博士前期課程2年柴田学)

第18回若手研究者・院生情報交換会報告 (2010年2月6日)

2010年2月6日、大阪府立大学中百舌鳥キャンパスにおいて、第18回若手研究者・院生情報交換会が開催されました。望月彰先生(大阪府立大学)に「児童養護問題研究の課題と方法」というテーマでご報告いただきました。今回は、若手研究者・院生だけでなく、児童相談所の職員も参加しました。

望月先生は、児童養護問題をさまざまな視点から捉える重要性について述べられ、広い視野からみた児童養護問題研究の課題について指摘されました。

具体的には、最近の児童養護問題の研究傾向として、臨床心理学の視点に立ったものが目立ち、貧困問題として捉える視点が抜け落ちているとの指摘がありました。また、児童養護問題研究のなかでも、理論史研究・学説史研究がきわめて不十分であるとの指摘などもありました。

情報交換会の後半においては、主に実践者と研究者の協働について議論しました。論点は、実践者側から研究者に対するアクションの起こしにくさや、個人情報保護法による実践現場や研究への影響などでした。

情報交換会は初めての参加でしたが、自分にとっては多くのことを考えられる有意義な時間になりました。

(大阪府立大学大学院博士後期課程2年
三ッ石行宏)

第19・20回若手研究者・院生情報交換会実施

第19回が9月25日(土)に岡本民夫先生(同志社大学名誉教授・関西社会福祉学会会長)を話題提供者に、第20回が10月30日(土)に松端克文先生(桃山学院大学)を中心に無事実施されました。報告は次号に掲載させていただきます。

2010年度関西社会福祉学会年次大会・ 日本社会福祉学会関西西部会総会予告

日時：2011年3月12日(土)

場所：佛教大学

今年度は、日本社会福祉教育学校連盟近畿ブロック支部・日本社会福祉士養成校協会近畿ブロックとの共催です。

2009 年度決算報告

総会時に仮承認をいただいておりますが、最終的な決算をここに報告させていただきます。

1. 収入の部

項目	予算額	決算額
繰越金	2,506,701	2,506,701
学会還元金	1,019,520	967,200
B 会員会費	50,000	8,000
雑収入	3,000	872
合 計	3,579,221	3,482,773

2. 支出の部

項目	予算額	決算額
事務費	150,000	136,000
学会通信費	400,000	285,112
理事会等運営費	150,000	68,933
大会運営費	300,000	300,000
院生交換会費	150,000	150,000
講演会運営費	100,000	105,886
予備費	300,000	0
次年度繰越金	2,029,221	2,436,382
合 計	3,579,221	3,482,773

機関紙担当から

年次大会日程が決まりました。入試等、ご多用のこととは存じますが、日程をご調整の上、是非足をお運び下さい。
(福富昌城)

前年度はニュースレターの発行が1号のみとなり、大変申し訳ありませんでした。また、今年度の第1号の発行も遅くなってしまいました。お許し下さい。

このこととも関連して、執筆者等の所属は原稿をいただいた時点のもので、現在の所属と異なる場合がありますが、ご了承下さい。

今年度は2号発行を行うようにがんばります。

(小山 隆)

関西社会福祉学会ニュースレター

発行日 2010年11月1日

発行者 会長 岡本民夫

関西社会福祉学会

事務局 龍谷大学

〒520-2194 大津市瀬田大江町横谷 1-5

龍谷大学 6号館現場実習指導室気付

電話：077-544-7223 F A X：077-544-7229